

第1 定例監査（令和6年度下期分）

（1）監査実施機関、監査実施日及び監査の結果は、令和7年3月3日発行（山梨県公報号外第5号）山梨県監査委員告示第2号のとおり

（2）監査の結果、指摘事項及び指導事項があった機関が講じた措置の内容

監査対象機関	知事政策局 東京事務所	
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月	
監査実施日	令和6年12月5日、令和7年1月24日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>（指導事項） 2件（支出1、物品1）</p> <p>1）支出科目について、次のとおり誤りがあった。</p> <p>①会議の参加者に供した飲料について、需用費（食糧費）とすべきところ、需用費（その他）で支出していた。</p> <p>②自動給茶機用お茶の購入について、需用費（食糧費）とすべきところ、需用費（その他）で支出していた。</p> <p>③年賀はがきの購入について、役務費とすべきところ、需用費で支出していた。</p> <p>2）物品の購入において、財務規則第122条に定める検収を納期限までに行っていないものがあった。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>支出科目に対する認識不足、チェック体制の不備があった。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>令和6年度支出については、科目更正により修正済み。</p> <p>今後は、支出負担行為伺いチェック表に注意事項として本件内容を追加するとともに、担当者の引継書にも明記するなど、所属内での危機意識共有を促進して再発防止に努める。</p> <p>2）（発生原因の検証結果）</p> <p>本件は、物品を使用するイベント会場において納品を受けており、納期限内に納入され、検収も職員が行っていたが、その旨を記載した検収調書を作成すべきところを怠った。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>直ちに検収調書を作成した。</p> <p>今後は、支出命令チェック表に注意事項として本件内容を追加するとともに、担当者の引継書にも明記するなど、所属内での危機意識共有を促進して再発防止に努める。</p>

監査対象機関	知事政策局 富士山世界遺産センター	
監査対象期間	令和5年7月～令和6年6月	
監査実施日	令和6年9月26日、10月29日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>（指導事項） 1件（給与1）</p> <p>1）週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>「同一週内の振替が原則となること」について、周知が図られていなかった。また、月末に勤務状況システムで集計を行う際、当該月に振替を行った者について、週休日の勤務時間を含め、一週間の勤務時間が38時間45分を超過していないか、チェックする体制</p>

	<p>が不十分だった。 (今後の対応策等)</p> <p>「同一週内の振替勤務が基本となること」について、センター職員に改めて共有を図った。加えて、月末に勤務状況システムで集計を行う際、当該月に振替を行った者について、週休日の勤務時間を含め、一週間の勤務時間が38時間45分を超過していないか、庶務担当職員2名でダブルチェックすることとし、再発防止に努める。</p>
--	--

監査対象機関	県民生活部 峡南地域県民センター
監査対象期間	令和5年7月～令和6年6月
監査実施日	令和6年9月18日、9月20日、10月23日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) 通勤手当の認定において、通勤届に次のとおり不備があった。</p> <p>①任命権者確認・決定欄に押印がないもの、また、任命権者の職氏名及び認定年月日の記入がされていないものがあった。</p> <p>②決定事項欄の該当するものにレ印を付し、手当額の基準となる交通用具利用者の決定距離を記入することとなっているが、記入されていないもの、また、支給開始時期、手当額の記入がされていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>通勤手当の認定等に関する制度及び事務手続についての理解が不十分だった。加えて、所属内のチェック体制にも不備があった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>全ての通勤届の内容を確認し、記入漏れ等がある部分は速やかに修正を行った。</p> <p>今後は、適正な事務処理について所属内で周知を図るとともに、複数職員による確認を徹底し、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	県民生活部 富士・東部地域県民センター
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月19日、令和7年1月10日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>富士・東部林務環境事務所非常勤嘱託職員報酬に係る返納金 過年度分 先数 1件 105,000円</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>過払金が発生した直後から自宅訪問を定期的に行い、督促を行っている。</p> <p>毎年、月3,000円の「債務承認及び分割納付誓約書」を徴した結果、一部不定期ながらも納付に応じるようになった。</p> <p>令和6年度は、5月に端数の446円を納付して以降滞っていたが、繰り返し訪問を行う中で、本人から「12月27日に12,000円支払うので来てほしい。」旨の発言があり、申し出のとおり現金収納した。その後、納付が確認できない場合の自宅訪問日を予め約束したところ、令和7年1月分と2月分については、自ら銀行に出向いての納付には至っていない</p>

	ものの、約束どおり訪問時に現金で納付しており、本人に返納の意思は見られる。 今後も返納状況を注視しながら、必要に応じて自宅訪問を行うなど、収入未済解消に向け粘り強く対応していく。
--	--

監査対象機関	多様性社会・人材活躍推進局 産業技術短期大学校
監査対象期間	令和5年8月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月22日、令和7年1月23日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 3件（収入1、給与2）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 過年度分 先数 1件 675,000円</p> <p>2) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p> <p>3) JR使用による県外旅費の支給において、旅費条例第8条の規定により、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとされているが、公務上の必要又はやむを得ない事情がないにもかかわらず、経済的かつ合理的な経路としていなかったため、特急料金が高い経路で支給されているものがあった。またJR往復同一区間かつ片道601km以上の乗車賃に往復割引を適用していなかった。</p>	<p>1) (今後の対応策等) これまでも債権回収に努めてきたところであるが、令和6年度も本人への粘り強い交渉を実施した結果、11月より分割納付が再開された。引続き、債権回収のための取組を継続する。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 週休日の振替に関する制度の理解や、勤務状況システムの確認が不十分だった。 (今後の対応策等) 未支給者に状況を説明し、不足分の支給手続を行った。既に複数職員でチェックを行っているところではあるが、制度の更なる周知に努めるとともに、不備が生じやすい部分を随時共有し、重点的に確認することとした。 特に週休日の出勤者が多い月は、月末集計時の確認だけでなく中間期にも確認を徹底する。なお、集計後においても前月以前の申請内容について再度確認を行い、チェック漏れのないようにする。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 申請者及び給与担当者いずれも旅費制度や事務手続に関する理解が不十分だった。 (今後の対応策等) 職員が電車で片道601km以上の旅行をする際には、往復乗車券を利用するよう周知するとともに、「旅費質疑応答集」に記載のある各種割引事例等を全職員に共有する。また申請者が旅費申請時に、各種割引制度を利用し最安値の経路となっているか、その都度確認を行うことを徹底し、給与担当者においても情報収集及び確認に適宜努める。</p>

監査対象機関	総務部 職員研修所
監査対象期間	令和5年9月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月3日

監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (重点事項1)</p> <p>1) 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書において、委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する条項が設けられていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則等についての認識不足のため。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに、当該条項を所属で使用している契約書様式に追加した。</p> <p>今後は、追加後の様式を使用するとともに確認を徹底し、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	総務部 総合県税事務所																																
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月																																
監査実施日	令和6年11月21日、令和7年1月24日																																
監査の結果	講じた措置																																
<p>(指導事項) 2件 (収入1、支出1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p style="text-align: right;">単位：円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>令和5年度決算時</th> <th>令和6年10月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">個人県民税</td> <td>個人県民税</td> <td>531,436,102</td> <td>419,763,406</td> </tr> <tr> <td>法人県民税</td> <td>14,373,620</td> <td>11,188,566</td> </tr> <tr> <td>個人事業税</td> <td>37,286,930</td> <td>26,726,481</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>62,474,260</td> <td>47,916,832</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>21,572,608</td> <td>10,944,837</td> </tr> <tr> <td>自動車税種別割</td> <td>38,832,627</td> <td>23,485,772</td> </tr> <tr> <td>自動車税(旧法による)</td> <td>3,636,618</td> <td>1,764,792</td> </tr> <tr> <td>加算金</td> <td>23,262,275</td> <td>19,903,789</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>732,875,040</td> <td>561,694,475</td> </tr> </tbody> </table>	科目	令和5年度決算時	令和6年10月末現在	個人県民税	個人県民税	531,436,102	419,763,406	法人県民税	14,373,620	11,188,566	個人事業税	37,286,930	26,726,481	法人事業税	62,474,260	47,916,832	不動産取得税	21,572,608	10,944,837	自動車税種別割	38,832,627	23,485,772	自動車税(旧法による)	3,636,618	1,764,792	加算金	23,262,275	19,903,789	合計	732,875,040	561,694,475	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>令和6年度「税収確保対策」を策定し、徴収率の向上と滞納額縮減に次のとおり取り組んでいる。</p> <p>①課税段階の対策</p> <p>円滑な納税を促進するために、電話や文書により課税内容の説明を行うとともに、地方税統一QRコードの導入やコンビニ収納の利用拡大、クレジットカードやスマホ決済アプリ「PayPay」等での納付など、納税環境の充実に努めている。また、納期限を過ぎた高額未納者に対して、督促状発付前に電話等で早期納税を促すとともに、資金繰りや経営状況などの情報を収集して、徴収部門と連携を図るなど、早期の対応を図っている。</p> <p>②滞納者への対策</p> <p>早期の文書催告とともに徹底した財産調査を行い、タイヤロックや差押えを執行している。差押えた財産は、インターネット公売や市町村との合同不動産公売により効率的な換価に努めている。特に高額困難案件は専門の担当を設け、検索を含めた様々な滞納整理手法により徴収を図っている。</p> <p>③個人県民税の徴収対策</p> <p>県税滞納繰越額の約7割を占める個人県民税については、山梨県地方税滞納整理機構による次の取組を行い、市町村と連携して徴収を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法第739条の5及び第20条の4の規定による直接徴収 	
科目	令和5年度決算時	令和6年10月末現在																															
個人県民税	個人県民税	531,436,102	419,763,406																														
	法人県民税	14,373,620	11,188,566																														
	個人事業税	37,286,930	26,726,481																														
	法人事業税	62,474,260	47,916,832																														
	不動産取得税	21,572,608	10,944,837																														
	自動車税種別割	38,832,627	23,485,772																														
	自動車税(旧法による)	3,636,618	1,764,792																														
加算金	23,262,275	19,903,789																															
合計	732,875,040	561,694,475																															

<p>2) 安全運転管理者等講習の受講手数料支払いに係る収入証紙の購入について、支出科目を負担金とすべきところ、役務費として支出していた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合県税事務所職員の市町村派遣による市町村徴収対策の支援 ・ 市町村職員の総合県税事務所への受入れによる派遣元市町村の個人住民税等の滞納整理 ・ 市町村との共同文書催告の実施 <p>令和6年度は、個人県民税については徴収率97.8%以上、個人県民税以外については滞納繰越額の縮減率4.5%以上を目標に取り組んでいる。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>受講手数料(山梨県収入証紙)という名称であったため、誤って支出科目を役務費で支出してしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後は、適切な会計処理が行われるよう確認を徹底し、再発防止に努める。</p>
---	--

監査対象機関	福祉保健部 中北保健福祉事務所	
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月	
監査実施日	令和6年11月28日、令和7年1月9日	
監査の結果	講じた措置	
<p>(指導事項) 3件(収入1、契約1、重点事項1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>児童措置費負担金</p> <p>令和6年度分 先数 1件 99,800円</p> <p>父子福祉資金貸付金償還金(元金)</p> <p>過年度分 先数 3件 3,873,000円</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金(元金)</p> <p>過年度分 21,058,451円</p> <p>令和6年度分 112,249円</p> <p>合計 先数 40件 21,170,700円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金(利子)</p> <p>過年度分 先数 6件 268,505円</p> <p>③寡婦福祉資金貸付金償還金(元金)</p> <p>過年度分 先数 5件 1,827,617円</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金(利子)</p> <p>過年度分 先数 2件 83,292円</p> <p>2) 委託契約書において、次のとおり不備があった。</p> <p>①感染性産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、履行遅延に関する違約金条項が設けられていなかった。</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>未収額が大きい者や長期間未収の者については、生活状況を確認しながら分納による償還を促すとともに、連帯借受人や連帯保証人への連絡、請求を行っていく。また、長期間の未収にならないように、未償還者全般に、日頃から電話や手紙による催告のほか、自宅や職場への訪問、必要に応じて夜間にも訪問し、償還指導を行っていく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>契約書作成に関する認識不足、及び所内の確認不足により発生した。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>監査終了後、所内で契約書作成に関する通知等を周知し、チェックリストを用いて複数</p>	

<p>②水銀使用製品産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、支払遅延及び契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>3) 感染性産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、排出事業者は産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を契約の相手方にあらかじめ書面により提供しなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p>	<p>人での確認を徹底した。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 廃棄内容を事業者と目視により確認していたが、書面提供については失念してしまった。 (今後の対応策等) 担当内で産業廃棄物関連法制度等を確認し、共通理解を図るとともに、支出負担行為伺い作成時及び支出命令書作成時に、添付書類に不備がないよう、複数名で管理・確認していく。</p>
---	---

監査対象機関	福祉保健部 峡東保健福祉事務所
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月20日、令和7年1月14日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件 (収入1、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 [特別会計] ①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 3,054,410円 令和6年度分 120,997円 合計 先数 7件 3,175,407円 ②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 1件 98,321円</p> <p>2) 次の契約書について、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。 ①産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書 ②特別管理産業廃棄物処理委託契約書</p>	<p>1) (今後の対応策等) 郵送、電話、訪問等により滞納者の収入や生活等の現況確認を行い、今後の償還計画を作成し、現金収納又は納付書により毎月償還するよう指導を行っている。所在不明の滞納者については、償還指導継続のため、住民票等の確認による所在の調査を実施している。また、失業等により収入が少なく償還困難なケースについては、市、ハローワーク、フードバンク等と連携し、就業や生活支援を行っている。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 指導となった2件の契約書は、当事務所の業務で発生する医療廃棄物の処分を収集・運搬と処分に分け、それぞれ異なる事業者と契約を締結したものであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に沿った契約内容となるよう、各業者から提示された雛形を基に作成した。このとき、県出納局の業務委託契約書参考様式等との突合わせを十分に行わなかったため、延滞違約金条項の欠落が生じた。 (今後の対応策等) 令和6年度の当該契約に当たっては、出納局様式を参照した上で契約書を作成した。 今後も関係法令や書式等を十分確認しながら、適正な事務遂行に努める。</p>

監査対象機関	福祉保健部 峡南保健福祉事務所																						
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月																						
監査実施日	令和6年11月22日、令和7年1月14日																						
監査の結果	講じた措置																						
<p>(指導事項) 2件（収入1、契約1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>①生活保護費返還金</p> <table border="0"> <tr> <td>過年度分</td> <td>23,432,274円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度分</td> <td>107,599円</td> </tr> <tr> <td>合計 先数 73件</td> <td>23,539,873円</td> </tr> </table> <p>②障害児福祉手当資格取消しに伴う返還金</p> <table border="0"> <tr> <td>過年度分</td> <td>282,420円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度分</td> <td>136,240円</td> </tr> <tr> <td>合計 先数 1件</td> <td>418,660円</td> </tr> </table> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金（元金）</p> <table border="0"> <tr> <td>過年度分</td> <td>4,504,692円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度分</td> <td>510,961円</td> </tr> <tr> <td>合計 先数 11件</td> <td>5,015,653円</td> </tr> </table> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子）</p> <table border="0"> <tr> <td>過年度分 先数 1件</td> <td>8,458円</td> </tr> </table> <p>③父子福祉資金貸付金償還金（元金）</p> <table border="0"> <tr> <td>令和6年度分 先数 1件</td> <td>18,166円</td> </tr> </table> <p>2) 単価契約である産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書において、基本管理料の予定回数が記載されていなかった。また、これにより契約解除に関する違約金の算出方法が誤っていた。</p>	過年度分	23,432,274円	令和6年度分	107,599円	合計 先数 73件	23,539,873円	過年度分	282,420円	令和6年度分	136,240円	合計 先数 1件	418,660円	過年度分	4,504,692円	令和6年度分	510,961円	合計 先数 11件	5,015,653円	過年度分 先数 1件	8,458円	令和6年度分 先数 1件	18,166円	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>[一般会計]</p> <p>①生活保護費返還金については、平成18年度の出先機関の再編により他所から当事務所へ引き継がれた債権もある中、過年度分の債権から回収に努めている。回収可能な債権については分納等により毎月納付書を送付し回収に努めているが、回収が困難な債権については債務者の現状を把握するとともに、訪問調査などにより債務者の理解が得られるよう説明し、債権回収に当たっている。</p> <p>②障害児福祉手当資格取消しに伴う返還金については、対象者が施設入所していることに気づかないまま手当の認定をしたため、その資格取消しに伴う返還金が新たに発生したもの。これは、町担当者の認識不足が原因と思われる。今後は、町担当者と綿密に連絡を取り合い、確認漏れがないように対処していく。訪問による督促を行うとともに、債務承認及び分割納付誓約書を提出させ、分納を促す等の指導を行い、債権回収事務に当たっている。</p> <p>[特別会計]</p> <p>母子福祉資金貸付金償還金、父子福祉資金貸付金償還金に関わる収入未済の対象者に対しては、来庁の呼出しや自宅訪問により生活の現況を確認しながらの償還指導を行い、債務承認書の徴収や分納による「支払計画書」を提出させるなどして確実な償還を促すとともに、状況に応じて連帯保証人に連絡し、償還状況の説明や未収金解消の協力を依頼するなど、指導の強化を講じている。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>関係法令等の理解不足により、適正な契約書の作成ができなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>令和6年度も同契約を締結しており、同様に記載漏れがあったが、予備監査終了後、変更契約により対応済み。</p> <p>今後は、関係法令等の理解をより深めるとともに、引継書に明記するなど、再発防止に</p>
過年度分	23,432,274円																						
令和6年度分	107,599円																						
合計 先数 73件	23,539,873円																						
過年度分	282,420円																						
令和6年度分	136,240円																						
合計 先数 1件	418,660円																						
過年度分	4,504,692円																						
令和6年度分	510,961円																						
合計 先数 11件	5,015,653円																						
過年度分 先数 1件	8,458円																						
令和6年度分 先数 1件	18,166円																						

	努める。
--	------

監査対象機関	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月27日、令和7年1月24日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件 (収入1、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>生活保護費返還金</p> <p>過年度分 28,466,114円</p> <p>令和6年度分 189,935円</p> <p>合計 先数 32件 28,656,049円</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)</p> <p>過年度分 16,037,668円</p> <p>令和6年度分 706,656円</p> <p>合計 先数 34件 16,744,324円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)</p> <p>過年度分 146,230円</p> <p>令和6年度分 19円</p> <p>合計 先数 5件 146,249円</p> <p>③父子福祉資金貸付金償還金 (元金)</p> <p>過年度分 先数 1件 76,400円</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)</p> <p>過年度分 先数 2件 813,751円</p> <p>⑤寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)</p> <p>過年度分 先数 1件 38,625円</p> <p>⑥母子福祉資金雑入 (違約金)</p> <p>令和6年度分 先数 1件 2,076円</p> <p>2) 健やか樹海ウォーク2024事業業務委託契約書について、次のとおり不備があった。</p> <p>①履行期限までに委託業務を完了できない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>②契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託業者は発注者である山梨県富士・東部保健福祉事務所長に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面により明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>[一般会計]</p> <p>生活保護費については、引続き保護開始時及び定期的な世帯訪問時に収入申告の必要性を被保護者に十分に説明の上、保護費返還の発生を抑えるとともに、保護費を支給しているときには返還金との相殺を行って回収を図っていく。</p> <p>[特別会計]</p> <p>福祉資金貸付金については、貸付申請時及び償還開始時に償還金額について説明するとともに、連帯借受人及び連帯保証人がいる場合には、借用証書を取り交わす等の面談の際に、強く償還の意識づけを行う。また、現在の滞納債権については、借受人のほか、連帯保証人等関係者に対し償還指導を継続して行うとともに、年1回、債務承認書や返済状況確認書を借受者、連帯保証人及び連帯借受人宛に送付し、消滅時効の中断と貸付金の円滑な回収を図る。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>①前年度の契約書をそのまま使用し、各条項の記載内容の確認が不十分であったため。</p> <p>②当事務所職員も受託業者も、口頭での報告で十分と考えていたため、書類提出の必要性を認識していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>契約に係るチェック表を作成して複数の職員によるダブルチェック体制を構築し、再発防止に努める。</p> <p>なお、令和6年度の当該事業については、契約書に延滞違約金条項を設定し、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者に関する書面による報告を受理している。</p>

監査対象機関	福祉保健部 障害者相談所
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月26日、令和7年1月16日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 3件（収入2、給与1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 福祉プラザ共同利用施設負担金 令和6年度分 先数 1件 3,713円</p> <p>2) 福祉プラザ共同利用施設負担金の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかった。</p> <p>3) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 納入期日の入金について財務会計システムで確認を行っていなかったこと、加えて利用団体も負担金支払処理の確認を行っていなかったことによる。 (今後の対応策等) 直ちに当該団体へ説明を行い、翌日（令和6年11月27日）には、全て入金された。 今後は、未収金のチェックを適宜行うとともに、利用団体との連携を密にするなど、再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に基づく事務手続についての認識が不十分だったため、督促状の発行を怠った。 (今後の対応策等) 今後は、納入期日前に財務会計システムで必ず入金の確認を行い、滞納が発生しないよう努め、もし滞納が発生した場合には、速やかに督促状を発行する。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 週休日の振替等に関する制度及び事務手続についての理解が不十分だった。また所属内のチェック体制にも不備があった。 (今後の対応策等) 予備監査後、速やかに未支給分を支給した（令和6年12月分給与に併せて支給）。 今後は、週休日の振替承認を行う際に、承認者は給与事務担当者に勤務の振替があるとの声かけを行うことを徹底し、給与事務担当者は、毎月の勤務状況システムの集計確認時に、当該月における週休日の振替の有無を確認することを徹底し、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	福祉保健部 あげぼの医療福祉センター
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月27日、令和7年1月9日
監査の結果	講じた措置
<p>(指摘事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 昨年度の定例監査において、月60時間超の時間外勤務に係る実績の人事給与システムへの入力において支給割合の区分を誤り、時間外勤務手当を過少に支給していた</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 支給区分を誤ったのは、前回監査の監査対象期間（令和4年9月～令和5年8月）直後の令和5年9月分であり、前回監査の後、他の時間外勤務について再チェックを怠っていた</p>

<p>ことを指導事項としたが、今年度の監査でも同様に、支給割合の区分を誤り、時間外勤務手当を過少に支給しているものがあった。</p> <p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①児童福祉施設費負担金 過年度分 先数 3件 376,139円</p> <p>②あけぼの医療福祉センター使用料 過年度分 2,254,019円 令和6年度分 262,200円 合計 先数 3件 2,516,219円</p>	<p>たことが同じミスを起こした原因である。 (今後の対応策等)</p> <p>人事給与福利厚生システムにより時間外勤務手当の支給区分を修正し、未支給分について追加支給を行った。</p> <p>今後は、集計作業の際に支給区分の確認を徹底するとともに、事務引継書に「60時間を超えた時間外勤務の支給割合区分の修正方法」を明記し、申し送りを確実に行うこととする。また、承認者等においても、事務引継書の内容を共有した上で集計結果の確認を行うこととし、複数人によるチェックを徹底して再発防止に努める。</p> <p>1) (今後の対応策等)</p> <p>引続き、通知や電話等により催告を行うなど債務者に粘り強く働きかけ、未収金の縮減に努める。また、債務者が入所者の保護者等の場合は、入所支援課と連携して保護者来所時の面談等の機会も積極的に活用する。</p>
--	---

監査対象機関	福祉保健部 食肉衛生検査所	
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月	
監査実施日	令和6年10月9日、11月12日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 1件(重点事項1)</p> <p>1) 産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、排出事業者は産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を契約の相手方にあらかじめ書面により提供しなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>予算要望や契約締結時の見積取得の際に、当所から排出される産業廃棄物について口頭で伝達してはいたものの、書面での情報提供を怠った。 (今後の対応策等)</p> <p>監査終了後、直ちに当所から排出される産業廃棄物の内容を示した「廃棄物データシート」を作成し、産業廃棄物収集運搬業者及び処理業者宛てに書面にて提出した。</p> <p>今後は、適切な事務処理等が行われるよう確認を徹底し、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	福祉保健部 動物愛護指導センター	
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月	
監査実施日	令和6年12月3日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指摘事項) 1件(重点事項1)</p> <p>1) 産業廃棄物の収集・運搬及び処分は、廃</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p>

<p>棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項により、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者等及び産業廃棄物処分業者等にそれぞれ委託しなければならないが、所有する分析機器の撤去処分委託契約について、上記以外の者に委託していた。また、委託契約は請書により行われ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号において、委託契約書に含めることとされている事項についての条項の一部が設けられていなかった。</p>	<p>分析機器の撤去処分委託業務において、知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者であるかの確認を怠った。また、委託契約についても、法令で規定される条項を備えた契約書による契約が適切であるという認識が不足していたため、請書で締結していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後は、産業廃棄物の収集・運搬および処分業務について、関係法令に基づき知事の許可を受けた業者か否かの確認について、事務担当者だけでなく、チェック機能を担う職員にも周知を徹底することとし、所属内での危機意識共有を促進して再発防止に努める。</p>
--	---

監査対象機関	福祉保健部 精神保健福祉センター	
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月	
監査実施日	令和6年12月17日	
監査の結果	講じた措置	
<p>(指導事項) 1件 (物品1)</p> <p>1) 賃借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>前年度からの引継ぎにおいて、5万円未満の契約の場合は占有物品の受入れ、払出しを行わないとの誤った伝達があり、根拠となる財務規則を確認せずに処理を進めてしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに占有物品受入調書を作成した。</p> <p>今後は、適正な事務処理が行われるよう、引継ぎ時に根拠法令を明示し、誰もが適切に事務処理が行えるよう徹底して再発防止に努める。</p>	

監査対象機関	子育て支援局 中央児童相談所	
監査対象期間	令和5年8月～令和6年7月	
監査実施日	令和6年10月11日、令和7年1月23日	
監査の結果	講じた措置	
<p>(指摘事項) 1件 (重点事項1)</p> <p>1) 産業廃棄物である厨房グリストラップ汚泥の収集・運搬、処分業務の委託において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号に基づき、産業廃棄物収集・運搬、処分に係る契約を書面により行うこととされているが、行われていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>グリストラップ汚泥の収集・運搬及び処分については、庁舎清掃業務委託の業務の1つとして契約を締結していたため、産業廃棄物としてのグリストラップ汚泥の収集・運搬及び処分に係る委託契約を別途締結していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>庁舎清掃業務委託契約を減額する変更契約</p>	

<p>(指導事項) 2件（支出1、給与1）</p> <p>1) 所外活動における入所児童等の食事代について、支出科目を需用費（食糧費）とすべきところ、需用費（その他）で支出しているものがあつた。</p> <p>2) 県外旅費の支給において、旅費条例第8条の規定により、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとされているが、公務上の必要又はやむを得ない事情がないにもかかわらず、経済的かつ合理的でない経路で計算され、過大に支給されているものがあつた。</p>	<p>を令和6年12月に締結し、新たにグリストラップの収集・運搬及び処分についての委託契約を令和6年12月に締結済み。</p> <p>今後は、関係法令等の理解をより深めるとともに、引継書に明記し、契約書の複数人チェックを徹底するなど、所属内での危機意識共有を促進して再発防止に努める。</p> <p>1) (発生原因の検証結果) 適正な支出科目に対する認識不足、また所内のチェック体制にも不備があつた。 (今後の対応策等) 今後は、適正な支出科目についての理解をより深めるとともに、疑義のある場合は、峡中会計スタッフに照会するなど確認を徹底することにより、再発防止を図る。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 当該旅行について、日程及び経路の確認が不十分であつた。 (今後の対応策等) 当該旅行における経済的かつ合理的経路について再度確認し、過大な支出については令和6年12月にれい入処理（過年度のため調定処理）を行った。 今後は、旅費支払時に経済的かつ合理的経路を精査するとともに、複数の職員によるチェックを徹底することにより、再発防止を図る。</p>
---	---

監査対象機関	子育て支援局 都留児童相談所	
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月	
監査実施日	令和6年11月20日、令和7年1月15日	
監査の結果	講じた措置	
<p>(指導事項) 1件（支出1）</p> <p>1) 前渡資金について、次のとおり不備があつた。</p> <p>①令和5年度ひきこもり等児童宿泊等指導事業に要する経費について、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。</p> <p>②第26回児童福祉司研修ワークショップの参加費について、支出負担行為伺いが作成されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①資金前渡関係事務についての認識及び確認が不足していた。また所内のチェック体制にも不備があつた。</p> <p>②令和4年度は同業務における支払が口座振替で支出負担行為伺いの省略が可能だったが、令和5年度は資金前渡による支払で、支出負担行為伺いの省略ができないということを認識していなかった。 (今後の対応策等)</p> <p>①担当職員を含む全所員に、資金前渡に関する適正な事務処理について周知した。 今後は遅滞なく精算を行うよう、複数の職</p>	

	員で進捗管理を徹底する。 ②財務規則や関係法令を繰り返し確認しながら業務を進めるよう周知・徹底するとともに、当該事例を担当者の引継書に注意事項として加えた。
--	---

監査対象機関	子育て支援局 甲陽学園	
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月	
監査実施日	令和6年11月14日、令和7年1月21日	
	監査の結果	講じた措置
	(指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 児童福祉施設費負担金 過年度分 439,987円 令和6年度分 1,936円 合計 先数 5件 441,923円	1) (今後の対応策等) 児童福祉施設費負担金については、山梨県債権回収及び処理マニュアルに基づき、文書、電話、訪問により回収に努めており、債権者の生活状況によっては分割納付を指導し、計画的に納付されるよう努めている。また、納期限を過ぎても納付が確認できないものについては、速やかに督促状を発付し、適正な債権管理を行う。

監査対象機関	子育て支援局 こころの発達総合支援センター	
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月	
監査実施日	令和6年12月17日	
	監査の結果	講じた措置
	(指導事項) 1件 (重点事項1) 1) 特別管理産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書及び処分委託基本契約書において、排出事業者は産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を契約の相手方にあらかじめ書面により提供しなければならないと定められているが、履行されていない。	1) (発生原因の検証結果) 「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」における処理業者に対する情報提供及び共有の必要性について、認識不足であったことに起因するものである。 (今後の対応策等) 処理業者に対し、「特別管理産業廃棄物委託業事前通知書」を速やかに送付するとともに、産業廃棄物の適正な処理について、所内において共通理解を深め、契約書のチェックを徹底するなど、再発防止に努める。

監査対象機関	子育て支援局 子ども心理治療センターうぐいすの杜	
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月	
監査実施日	令和6年10月22日、11月26日	
	監査の結果	講じた措置
	(指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 児童福祉施設費負担金 過年度分 119,971円	1) (今後の対応策等) 当該負担金については、中央児童相談所の担当ケースワーカーを通して保護者面会の際に催促を行っている。入通所児童の家庭状況

令和6年度分	37,400円	等に十分配慮しながら、今後は訪問等も実施して回収に努めていく。
合計 先数 2件	157,371円	

監査対象機関	林政部 森林総合研究所	
監査対象期間	令和5年8月～令和6年7月	
監査実施日	令和6年10月30日、12月20日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 1件（契約1）</p> <p>1) 令和6年度「森の教室」等普及啓発ゾーン業務委託契約において、公募型プロポーザル方式により委託業者を選定していたが、前年度中に起案した執行伺いに、プロポーザル方式を採用する際に必要とされている明確で具体的な理由が示されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>プロポーザル方式を採用する際には、対象業務とする具体的な理由を明確にする必要があることは承知しており、執行伺いに添付した「募集要項」の趣旨に理由が示されていたため、これで事足りるものと考えていた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後プロポーザル方式を採用する際には、執行伺いの段階で明確で具体的な理由がわかる書類を作成し決裁を受けることとする。また、所内で情報共有するとともに、引継書等に明記し、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	環境・エネルギー部 富士山科学研究所（防災局と共管）	
監査対象期間	令和5年7月～令和6年6月	
監査実施日	令和6年9月27日、10月29日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 3件（支出1、契約1、工事1）</p> <p>1) 光ファイバーケーブル撤去業務委託に要する経費について、電子決裁による支出命令書の回議時に契約の根拠となる見積書が添付されていなかった。</p> <p>2) 地方大学を拠点とした火山災害に対応するための防災コミュニティ構築業務委託契約書の個人情報取扱特記事項が、制度改正前のものとなっていた。</p> <p>3) 建設工事の請負契約に係る契約条項は、</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>見積書は徴していたが、起案時に添付を怠り、そのまま契約書のみを支出根拠として支出命令書の回議を行っていた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに見積書を文書管理システムに登録した。</p> <p>今後は添付を怠らないよう注意するとともに、引続き複数人での確認を徹底し、再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>個人情報取扱特記事項の制度改正を知らずに契約書を作成していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに個人情報取扱特記事項を制度改正後のものに差し替えて変更契約を行った。</p> <p>今後は、個人情報取扱特記事項を含めた制度改正を職員に漏れなく周知するとともに、引</p> <p>引続き複数人での確認を徹底し、再発防止に努める。</p>

<p>山梨県建設工事執行規則第10条第3項に基づき、知事が別に定める山梨県建設工事請負契約約款に準拠することとされているが、次の契約書について、記載することが定められている事項（現場代理人の選任等）が記載されていなかった。</p> <p>①富士山科学研究所中央監視装置更新工事契約書</p> <p>②電話交換機更新工事契約書</p>	<p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>過去の工事契約書を参考に契約書を作成し、最新の関係法令及び書式の確認を怠った。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>当該工事（2件）はいずれも契約履行済であったため、契約書の修正は行わなかった。</p> <p>今後の工事関連契約については、山梨県建設工事請負契約約款に準拠するよう所内に周知徹底し、再発防止に努める。</p>
--	---

監査対象機関	産業政策部 産業技術センター
監査対象期間	令和5年8月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月31日、11月27日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 3件（収入1、支出1、物品1）</p> <p>1) 不要となった備品の売払いについて、財務規則に基づく予定価格が定められていなかった。</p> <p>2) 安全運転管理者等講習の受講手数料支払いに係る収入証紙の購入について、支出科目を負担金とすべきところ、需用費で支出していた。</p> <p>3) 前金払をしている新聞購読料について、財務規則第122条に定める検収調書が作成されていないものがあつた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>備品の売買に係る予定価格については、関連業者への聴き取りや市場価格などを踏まえて決定していたが、執行伺いに明文化したものを添付することを怠ってしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>積算根拠や予定価格を明文化した文書を作成し、執行伺いに添付する（令和6年度分においては対応済み。）とともに、財務規則を遵守した事務処理を行うよう所内に再度周知徹底して再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>収入証紙の購入に係る支出科目は全てが需用費ではなく、用途に応じた支出科目で支出するという認識が不足していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>監査終了後、令和6年度の同様の支出については更正命令を行い、支出科目を需用費から負担金へ修正した。</p> <p>今後は、使用用途の性質に応じた科目で支出するよう所内に周知徹底して再発防止に努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>前金払をしている新聞購読料について、年間の納入が完了した後に、財務規則第122条に定める検収調書の作成が必要であることの認識が不足していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに検収調書を作成した。</p> <p>今後は、財務規則に基づく事務手続が適切に行われるよう、所内に再度周知徹底して再発防止に努める。</p>

監査対象機関	産業政策部 宝石美術専門学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月29日、令和7年1月22日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>時間外勤務手当積算時において、同一週内に週休日の振替ができない場合の事務処理を怠ったため。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>監査終了後、当該支給されるべき時間外勤務手当を積算し、令和6年12月に追加支給して是正した。</p> <p>今後は制度の趣旨を踏まえ、週休日の振替は極力同一週内とするよう促すとともに、勤務状況システムにより1週間の勤務状況を適宜確認して週休日の振替に注意を払うなど、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 美術館
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月15日、令和7年1月8日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件（物品1）</p> <p>1) 収蔵品のうち油絵1点、銅版画1点について所在不明のままであった。</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>当該収蔵品2点については、館外へ貸出した履歴がないことから、館内にある可能性が十分にあるため、引続き、毎年行う全数確認時等の機会に確認していく。</p>

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 博物館
監査対象期間	令和5年8月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月17日、11月18日
監査の結果	講じた措置
<p>(指摘事項) 2件（物品1、その他1）</p> <p>1) 昨年度の定例監査において、借用物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていないものがあったことを指導事項としたが、今年度の監査でも同様に、借用物品について占有物品受入調書が作成されていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>前回監査における指導事項の内容についての引継ぎに不備があったこと、加えて財務規則等諸規定を十分に理解していなかったことが原因である。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>博物館総合情報システム機器リースと常設展示関連機器リースについて、占有物品受入調書が作成されていなかったため、直ちに作成した。</p> <p>今後は、財務規則に基づく占有物品制度を</p>

2) 収入に関する事務や物品に関する事務等、指導事項に該当する事務処理が多数あった。

指導事項 7件（収入4、物品2、重点事項1）

①令和6年度自動販売機設置場所貸付料について、県有財産土地賃貸借契約書第7条で年額を毎年度4月30日までに納付することと定めているが、調定が遅延し、調定日が9月27日となったことから、貸付料の納入が遅延していた。

②物品販売所（ミュージアムショップ）の行政財産目的外使用許可に係る行政財産使用料の算定方法に誤りがあり、使用料の調定額が過少となっていた。

③入館料や資料コピー代等の現金出納簿について、財務規則第44条第5項により、現金領収月計表を付して月別に編集することとされているが、現金領収月計表が作成されていないものがあつた。

④令和5年度の観光券契約書に基づく、山梨県立博物館の観覧に関する観光券（以下「クーポン券」という。）による入館料の一部について、当該入館料の事業者の納付に際しては、同契約書第4条により、山梨県立博物館副館長が事業者に対して、クーポン券等の書類を入館料の納入通知書に添付して送付することとされているが、クーポン券等の送付が遅れたため、事業者の納付による入館料収納が令和6年度となったものがあつた。

⑤寄附や保管転換により受入れた歴史資料等の収藏品について、物品出納手続が行われていないため、備品原簿に登載されていないものがあつた。

十分理解するとともに、借用の事実と占有物品受入調書の作成状況を複数の職員で定期的に確認することとし、再発防止に努める。

2)

①（発生原因の検証結果）

当該業務については、二人の職員で分担していたこともあり、全体での進行管理が十分にできていなかった。

（今後の対応策等）

今後は、業務を遅滞なく行うよう当該調定伺作成業務を同一職員が処理するとともに、再発防止を図るため、引継書への記載を徹底した。

②（発生原因の検証結果）

行政財産使用料の算定方法についての認識が十分でなかったことが原因である。

（今後の対応策等）

過去5年度分の行政財産使用申請書を再精査し、算定漏れとなっていた使用料を徴収した。

今後は、行政財産使用料の算定方法について十分に確認し、適正な使用料算定を行うよう努める。

③（発生原因の検証結果）

現金領収月計表についての認識が十分でなかったことが原因である。

（今後の対応策等）

直ちに財務規則第44条第5項に定める現金領収月計表を作成した。

今後は、財務規則等を遵守し、適正な現金受払及び管理を毎月行うよう徹底する。

④（発生原因の検証結果）

観光券契約書記載事項についての認識及び当該業務の進行管理が十分でなかったことが原因である。

（今後の対応策等）

納入通知書とクーポン券を送る際は、複数の職員で送付内容を確認するとともに、納付状況についても財務システムで定期的に確認し、再発防止に努める。

⑤（発生原因の検証結果）

物品調達の際に、物品調達管理システムの出納員審査について物品出納員への依頼を怠り、未処理のまま放置されていたことが原因である。

（今後の対応策等）

<p>⑥財務規則第243条に定める郵便切手類受払簿が作成されていなかった。</p> <p>⑦産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約において、排出事業者は産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を契約の相手方にあらかじめ書面により提供しなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p>	<p>物品調達管理システムで物品出納員が出納員審査を行い、備品原簿への登録を行った。</p> <p>今後は、物品調達の際には担当者から物品出納員まで情報共有を徹底し、再発防止に努める。</p> <p>⑥（発生原因の検証結果） 郵便切手類の出納や管理についての認識が十分でなかったことが原因である。 （今後の対応策等） 直ちに財務規則第243条に定める郵便切手類受払簿を作成した。 今後は財務規則等を遵守し、適正な郵便切手類の受払及び管理を毎月行うよう徹底して再発防止に努める。</p> <p>⑦（発生原因の検証結果） 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書の記載内容についての理解が十分でなかったことが原因である。 （今後の対応策等） 今後は、産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書の内容の確認を十分行うとともに、職員ポータル文書キャビネット等を活用して「廃棄物データシート」を参考にした書面を作成するなど、再発防止に努める。</p>
---	---

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 考古博物館（埋蔵文化財センターを含む）	
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月	
監査実施日	令和6年11月7日、令和7年1月21日	
監査の結果	講じた措置	
<p>（指導事項） 2件（給与2）</p> <p>1）旅費の支払において、JR往復同一区間かつ片道601km以上の乗車賃に往復割引を適用していなかった。</p> <p>2）居所発着の出張をした会計年度任用職員の費用弁償において、当該出張日に通勤に要する費用も支給していた。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果） JR往復同一区間かつ片道601km以上の乗車賃に、往復割引制度を使わなければならないという認識がなかった。 （今後の対応策等） 当該旅行者から聴き取りを行い、往復割引制度の適用事例であることを確認したため、過大支給分をれい入した。 今後は再発防止に向け、長距離旅行の際の往復割引の利用について所属内で周知した。</p> <p>2）（発生原因の検証結果） 会計年度任用職員の通勤（出張）状況の把握が不十分であったため、誤って通勤のない日1日分の通勤手当を支給してしまった。 （今後の対応策等） 当該職員に対して、出張により通勤していない日の通勤手当について差額調整を行った。</p>	

	<p>今後は再発防止に向け、毎月の報酬支払時に旅行状況の確認も行う運用を徹底することとした。</p>
--	--

監査対象機関	農政部 総合農業技術センター（高冷地野菜・花き振興センターを含む）
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月1日、12月25日

監査の結果	講じた措置
<p>（指摘事項） 1件（重点事項1）</p> <p>1）産業廃棄物処分業務契約書において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号に定められている、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力についての記載がないものがあった。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>契約相手は最終処分場を完備していることから、中間処理後の残渣物を最終処分及び再資源化施設に搬入することはないと思いき、契約書第2条第5項に規定していた最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力の内容を本契約書に記載（添付）しなかった。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>契約書に法令で定められた事項を記載すべきであると引継書に記載して注意喚起し、複数人での確認を徹底して再発防止に努める。</p>
<p>（指導事項） 4件（支出2、給与1、重点事項1）</p> <p>1）前渡資金について、次のとおり不備があった。</p> <p>①前渡資金に係る支出負担行為伺いの中で、資金前渡職員の指定がされていないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度日本植物病理学会大会参加に要する経費 <p>②資金前渡職員以外の者が精算を行っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度トラクター作業機基礎研修参加に要する経費 ・日本作物学会第257回講演会参加に要する経費 <p>2）令和6年度の雑部金繰越整理簿が作成されていなかった。</p>	<p>1）</p> <p>①（発生原因と検証結果）</p> <p>支出負担行為伺いの中で、職、氏名を掲げ、資金前渡職員を指定することを失念してしまった。</p> <p>②（発生原因と検証結果）</p> <p>資金前渡職員が精算するということを理解していなかった。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>①・②ともに、会計事務ガイドブックを活用し理解を深めること、また引継書に記載して注意喚起し、複数人での確認を徹底していくなど、再発防止に努める。</p> <p>2）（発生原因と検証結果）</p> <p>雑部金繰越整理簿を作成することを把握していなかった。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>年度当初の事務処理内容に雑部金繰越整理簿の作成について引継書に追記して後任者に引き継ぐとともに、複数人での確認を徹底していくなど、再発防止に努める。</p>
<p>3）週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に</p>	<p>3）（発生原因と検証結果）</p> <p>振替制度についてある程度理解していたが、年休の取扱いを同一週内にある休日と同様であると誤認して処理してしまった。</p>

<p>25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p> <p>4) 農薬等に係る産業廃棄物の処理において、収集運搬と処分を別業者に委託していたが、委託料の請求及び受領に関する委任状等がないまま、収集運搬委託料に処分委託料が加算された請求書が収集運搬受託業者から提出され、処分委託料についても収集運搬受託業者に支払が行われていた。</p>	<p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに該当職員に追給処理を行った。 今後は引継書に年休と休日の取扱いの相違を記載して注意喚起し、複数人での確認を徹底して再発防止に努める。</p> <p>4) (発生原因と検証結果)</p> <p>廃棄物収集運搬委託契約書に廃棄物を搬入する最終目的地を記載していたことから、処分費も含めて収集運搬受託業者に支払が可能であると誤解してしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>廃棄物の収集運搬受託業者に処分費を支払う場合は、委任状を徴収することを引継書に記載し書類不備にならないよう徹底するとともに、複数人での確認を徹底して再発防止に努める。</p>
---	--

監査対象機関	農政部 専門学校農林大学校 (林政部と共管)	
監査対象期間	令和5年8月～令和6年7月	
監査実施日	令和6年10月16日、令和7年1月23日	
監査の結果	講じた措置	
<p>(指導事項) 2件 (給与1、物品1)</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p> <p>2) 賃借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>当校では学校行事等で週休日の振替が一定量発生しているが、同一週外の振替となっているケースもある。その情報の一部が給与事務担当者まで共有されなかったことにより、時間外勤務手当の支給漏れが発生した。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>未支給分の時間外勤務手当については、令和6年12月に追加支給を行った。 今後は、時間外勤務手当支給事務が適切に行われるよう、事務処理手順を見直すとともに、週休日振替の基本的な考え方等についても、所属内で周知・徹底して再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>財務規則に基づく賃借物品の取扱いに関する認識が不足していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに財務規則の規定に従い、占有物品受入調書を作成した。 今後は、財務規則に基づく占有物品制度への理解について、所属内で周知・徹底して再発防止に努める。</p>	

監査対象機関	農政部 東部家畜保健衛生所
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月2日、11月12日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 4件（給与2、契約2）</p> <p>1) 児童手当について、令和6年2月から5月分を6月7日に支給すべきところ、支払が遅延していた。</p> <p>2) 現金支給に係る職員の年末調整還付金及び給与改定に伴う追給分が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。</p> <p>3) 感染性産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>4) 燃え殻の産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 児童手当について、2か月に1回支払わなければならないことを失念していた。 (今後の対応策等) チェック表を作成し、適正な支払事務処理が行われるよう、複数名で確認を行う。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 各職員の給与等口座振替依頼書に記載の現金支出の有無について、確認を怠ったため資金前途口座に滞留し、支払遅延が生じた。 (今後の対応策等) 今後は、年度当初に各職員の給与等振込依頼書と併せて3ヶ月に1回程度給与基本台帳を確認し、年末調整還付金及び給与改定時に現金支出があった場合に、支払遅延がないようスケジュール管理を行う。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 民法改正による違約金条項に係る制度の認識不足から、契約解除に関する違約金条項の記載を失念したまま契約を締結してしまった。 (今後の対応策等) 感染性産業廃棄物収集・運搬委託契約について、当初の契約書に契約解除に関する違約金条項を追加する変更契約を令和6年10月22日に締結した。また、感染性産業廃棄物処分委託契約についても、当初の契約書に延滞違約金条項を追加する変更契約を令和6年10月22日に締結した。 今後、契約の締結については、関係法令等をよく確認し、契約内容の実態に即した契約事務の執行に努める。</p> <p>4) (発生原因の検証結果) 延滞違約金条項に係る認識不足により、履行期限までに委託業務を完了できない場合の条項の記載を失念したまま契約を行ってしまった。 (今後の対応策等) 令和6年度燃え殻の産業廃棄物収集・運搬委託契約については、当該条項を加えて令和7年2月3日付けで契約を締結した。 今後、契約の締結については、関係法令等をよく確認し、契約内容の実態に即した契約</p>

	事務の遂行に努める。
--	------------

監査対象機関	農政部 西部家畜保健衛生所
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月8日、11月11日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 燃え殻の産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処理委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>前年度の契約様式をそのまま使用しており、契約内容の確認を怠ったことが原因である。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに契約書の記載を是正した。</p> <p>今後、契約の締結については、関係法令等をよく確認し、適正な契約事務の遂行に努める。</p>

監査対象機関	農政部 畜産酪農技術センター (長坂支所を含む)
監査対象期間	令和5年8月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月9日、11月27日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 5件 (収入1、給与2、物品1、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>家畜用飼料の単価供給契約不履行に伴う違約金</p> <p>過年度分 先数 1件 250,722円</p> <p>2) 児童手当に係る職権に基づく支給額の改定処理において、児童手当事務取扱要領第5条に定める額改定通知書の作成及び受給者への交付が行われていなかった。</p> <p>3) 旅行命令の経路に研修の目的地 (大分県) が含まれておらず、前泊地最寄りの空港 (熊本空港) までとなっていた。また、旅行復命の際にも経路の修正を行わずそのまま復命していたため、交通費の一部(目的地から</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>債務者である法人は、すでに事業を停止しており、債務を履行する能力を有していない。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後も法人の状態を逐次確認し関係部署と連携して未収金の回収手法を検討しながら収入未済の解消に努めるとともに、債権の取扱いについて関係部署と協議を進めていく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>額改定通知書の作成及び受給者への交付について、担当者及び承認者の認識が不足していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>予備監査後、直ちに額改定通知書を作成し、受給者に交付した。</p> <p>今後は複数職員によるチェックを徹底するとともに、会計事務自己点検表などを活用して再発防止に努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>旅行命令及び復命の承認の際に、内容確認が十分でなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>旅行命令及び復命の承認の際に、複数職員</p>

<p>熊本空港分)が支給されていなかった。</p> <p>4) 賃借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていなかった。</p> <p>5) 感染性廃棄物に係る産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、次のとおり不備があった。</p> <p>①履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>②契約解除に関する違約金条項において、違約金の金額が、財務規則第120条第2項で定める契約金額の100分の10に相当する金額を算出する内容となっていなかった。</p> <p>③支払遅延に対する遅延利息の率に関する事項が記載されていなかった。</p>	<p>が内容を確認する重複チェックを徹底して再発防止に努める。</p> <p>4) (発生原因の検証結果) 契約初年度(令和2年度)から、財務規則に基づく賃借物品の取扱いに関する認識が不足していた。 (今後の対応策等) 予備監査後、直ちに占有物品受入調書を作成した。 今後は、財務規則に基づく占有物品制度への理解について、所属内で周知・徹底して再発防止に努める。</p> <p>5) (発生原因の検証結果) 契約書作成の際の内容確認が十分でなかった。 (今後の対応策等) 令和6年度について当該内容を記載した契約書を作成した。 今後は、契約書の内容について複数職員が確認する重複チェックを徹底して再発防止に努める。</p>
--	---

監査対象機関	農政部 水産技術センター(忍野支所を含む)	
監査対象期間	令和5年7月～令和6年6月	
監査実施日	令和6年9月26日、10月28日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 1件(財産1)</p> <p>1) 取得用地に未登記のものがあった。 令和4年度以前の未登記 2筆</p>	<p>1) (今後の対応策等) 用地取得から50年近くが経過し、当時の状況を知っている関係者の死亡や相続人の増加から容易に所有権移転登記ができる状況にないが、権利関係者の調査等を継続して行い、未登記の解消に努める。</p>

監査対象機関	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所	
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月	
監査実施日	令和6年10月3日、11月27日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 2件 13,159,619円</p>	<p>1) (今後の対応策等) 全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容は破棄され、</p>

	当初の金額を回収する。
--	-------------

監査対象機関	峡東教育事務所
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月3日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (支出1)</p> <p>1) 社会保険料に係る雑部金の出納に誤りがあり、残額が過大となっていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>管内小中学校に勤務する代替職員から徴収している社会保険料が翌月支払となるなど、毎月繰越金が発生することになるが、繰越金の内訳の確認及び管理ができていなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>過大に徴収した保険料の還付及び健康保険料と厚生年金保険料との更正等の処理を行った。(令和2年度)</p> <p>また、一部発生原因等が不明なもの(健康保険料1円過大。厚生年金保険料1円不足)について、令和6年度も引続き、雑部金会計で預かった額、各小中学校で届け出た等級に基づく納付金額及び納付書記載金額等を突合するなどして原因究明を進めているが、現在まで解明できていない。今後も引続き原因究明と処理を進める。</p>

監査対象機関	峡南教育事務所
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月10日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件 (給与2)</p> <p>1) 休日の代休日の指定は1日単位であるが、4時間の振替として処理されており、1日単位に満たない時間数に対しては休日勤務手当を支給すべきところ、支給されていなかった。</p> <p>2) 県外旅行の旅費の支給において、宿泊料の定額に対して減額調整を行っているが、実費として支給すべき入湯税分の額を減額</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>休日の代休と週休日の振替の制度を同一と誤認したため、休日(祝日)に勤務した4時間を振替とし、休日勤務手当を支給していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>事実発生が令和5年度だったことから、関係課と対応を協議し、該当職員へ休日勤務手当を支給する手続きを行った。</p> <p>今後は、所内で振替制度について周知徹底するとともに、週休日や休日に勤務を命令する場合及び振替や代休を承認する場合には、複数人で確認するなど、再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>宿泊料に含まれる入湯税について、個人で負担する税と誤認したため、宿泊料から減額</p>

<p>したため、宿泊料が過少に支給されていた。</p>	<p>して支給した。 (今後の対応策等) 監査終了後、直ちに該当職員に入湯税相当額を追加支給した。 今後は、旅費の支給について各通知等を改めて確認し、所内で情報共有するとともに、複数人チェックを徹底するなど、再発防止に努める。</p>
-----------------------------	--

監査対象機関	富士・東部教育事務所
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件(給与1)</p> <p>1) 振替を行わず勤務した週休日について、週休日における時間外勤務手当を支給したにもかかわらず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた場合に支給する時間外勤務手当を誤って支給しているものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 時間外勤務手当等の支給要件に対する理解不足により、週休日における時間外勤務手当と1週間の勤務時間が38時間45分を超えた場合に支給する時間外勤務手当を重複して支給してしまった。 (今後の対応策等) 福利給与課へ協議の上、人事給与システムの登録修正を行った。 今後は、時間外勤務手当等の支給要件について所内へ周知を図るとともに、システム入力後に引続き複数人での確認体制を整えるなど、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	図書館																				
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月																				
監査実施日	令和6年11月19日、12月25日																				
監査の結果	講じた措置																				
<p>(指導事項) 1件(物品1)</p> <p>1) 図書等の管理において、不明・未返却資料が次のとおり認められた。</p> <p>① 不明資料</p> <table border="0"> <tr><td>令和2年度</td><td>28点</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>30点</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>34点</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>20点</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>28点</td></tr> <tr><td>合計</td><td>140点</td></tr> </table> <p>② 未返却資料</p> <table border="0"> <tr><td>令和2年度</td><td>38点</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>45点</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>36点</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>69点</td></tr> </table>	令和2年度	28点	令和3年度	30点	令和4年度	34点	令和5年度	20点	令和6年度	28点	合計	140点	令和2年度	38点	令和3年度	45点	令和4年度	36点	令和5年度	69点	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①不明資料の主な発生原因は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正規の手続を経ないまま館外へ持出されて戻されない。 ・ 蔵書点検漏れや配架場所違いなどにより、所定の場所になく所在が確認されない。 <p>②正規の手続を経て貸出された資料が、1日でも返却期限を過ぎれば未返却資料となる。予備監査日時点での令和6年度未返却資料2,269点のうち、返却期限から3か月以上経過した8月31日以前の資料は162点であり、大半は期間を置かず返却されている。 (今後の対応策等)</p>
令和2年度	28点																				
令和3年度	30点																				
令和4年度	34点																				
令和5年度	20点																				
令和6年度	28点																				
合計	140点																				
令和2年度	38点																				
令和3年度	45点																				
令和4年度	36点																				
令和5年度	69点																				

<p>令和6年度 2, 269点 (※162点) 合計 2, 457点 ※令和6年度の()内は、未返却資料のうち返却期限が8月31日以前のもの</p>	<p>図書等の管理においては、以下のとおり措置を講じた。</p> <p>①不明資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BDSゲート(不正持出し防止装置)を設置し、不正持出し防止を図っている。 ・館内に防犯カメラを設置し、作動中であることを表示している。 ・職員による書架エリアの巡視の強化により、資料の不法な持出し行為を抑制している。 ・紛失の多い雑誌の最新号はカウンター内で管理し、閲覧希望があった際に職員が手渡している。 ・利用案内や広報物などを通じて啓発活動を行い、利用マナーの向上を図っている。 ・点検漏れや配架場所違いを探すための資料探索システム機器を導入している。 <p>②未返却資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者登録の際、返却期限の厳守をお願いしている。 ・貸出の際、返却日を明記した貸出票を出力している。 ・返却期限が過ぎても返却されない場合は、隔月末にハガキで、年度末にはハガキや電話で督促し、インターネットサービス登録のある利用者に対しては、返却期限から30日を経過した時点で督促メールを自動送信している。予約がある資料等については、随時督促を行い回収に努めている。また、未返却資料等を紛失した場合は、借りた同じ本を弁償させている。 ・督促によっても資料を返却しないときは、「山梨県立図書館運営規則」に基づき、貸出の許可を与えない措置をとり、再発防止に努める。
---	--

監査対象機関	北杜高等学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月10日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件(収入2)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 過年度分 先数 1件 79,200円</p> <p>2) 授業料の未収金について、督促状の発付が山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関</p>	<p>1) (今後の対応策等) 高等学校授業料制度についての説明及び督促を行い、既に完納済みである。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 規則に基づく納期限後20日以内の督促状</p>

する規則に定める納期限後20日以内に行われていないものがあった。	発布についての認識が不十分だったため。 (今後の対応策等) 口座振替結果と財務会計の未納者情報の確認に基づき、期限までに督促を行うことを再度徹底した。
----------------------------------	---

監査対象機関	韮崎高等学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月11日、11月11日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件(支出1) 1) 資金前渡(精算あり)で支出していた甲種防火管理新規講習負担金について、前渡資金精算書を作成していなかった。	1) (発生原因の検証結果) 財務規則の定めにより支払後5日以内に精算する、ということについての認識が不足していた。 (今後の対応等) 資金前渡による支払を行う際は、支払と精算を一連の事務と捉え、別途作成したチェック表を活用することにより、適正な精算事務を速やかに遂行する。

監査対象機関	韮崎工業高等学校
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件(収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 高等学校等就学支援金の過大支給による返還金 過年度分 先数 1件 89,100円	1) (今後の対応等) 高等学校等就学支援金の過大支給に係る返還金の収入未済については、山梨県債権回収及び処理マニュアルに基づき、文書や電話により債権回収に努めている。引続き財務規則等を遵守しながら、未納者に対し電話連絡による納入催告を行い、債権回収に努める。

監査対象機関	甲府第一高等学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月29日、11月28日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件(契約1) 1) 産業廃棄物収集・運搬基本契約書及び処分委託基本契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。	1) (発生原因の検証結果) 財務規則等の確認が不十分なまま、前年度の契約書を転用して作成したため。 (今後の対応等) 令和6年度の契約においては、延滞違約金条項を追加した。 今後は、財務規則等を改めて確認するとともに、契約書等について複数人での確認を徹

	底するなど、再発防止に努める。
--	-----------------

監査対象機関	甲府西高等学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 消防設備保守点検業務委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>過去の契約書を元に契約書を作成しており、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項についての認識が不足していた。</p> <p>(今後の対応等)</p> <p>契約に係る事務手続が適切に行われるよう、契約の際は文書キャビネットから最新の契約書の標準様式を確認することを職員に周知するとともに、契約書等について複数人での確認を徹底するなど、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	甲府東高等学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月16日、11月13日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 3件 (収入1、支出1、物品1)</p> <p>1) 令和6年度高等学校入学審査料について、収入証紙消印実績簿に登載されていなかった。</p> <p>2) 令和6年度の雑部金繰越整理簿が作成されていなかった。</p> <p>3) 備品の棄却に関する手続について、既に棄却されているにもかかわらず、財務規則159条及び第164条に定められている物品の返納等が行われていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>財務会計システムへの収入証紙消印実績処理を失念した。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>入学審査料の収入証紙に消印をした際は、速やかにシステムへの収入証紙消印実績処理を行うとともに、担当内で定期的に確認を行って再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>年度更新する際に雑部金繰越整理簿は作成していたが、出力して雑部金繰越簿に綴ることを失念した。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>年度末に雑部金繰越簿の整備状況を複数人で確認するよう徹底する。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>教育用コンピュータ設備を更新した際に、物品返納及び棄却の手続を失念した。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>監査終了後、速やかに物品返納及び棄却の手続を行った。</p> <p>今後は、備品を棄却した際は手続に漏れが</p>

	ないか担当内で確認するよう徹底する。
--	--------------------

監査対象機関	甲府工業高等学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日
監査の結果	講じた措置
<p>(指摘事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 昨年度の定例監査において、扶養手当について支給額が改定されていたが、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていなかったことを指導事項としたが、今年度の監査でも同様に、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていないものがあった。</p> <p>(指導事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 扶養手当について、次のとおり不備があった。</p> <p>①支給を終了していたが、扶養親族届及び扶養親族簿による認定が行われていないものがあった。</p> <p>②支給を終了していたが、扶養親族届に支給終了を確認するための書類が添付されておらず、扶養親族の要件を欠いた日が確認できないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>本校は、県下で唯一全日制・定時制・専攻科が設置されており、教職員数も100名を超える高校であるが、その確認作業を担当1名で行っている。この度の扶養手当支給額改定時に膨大な確認作業を進める中、扶養手当認定簿による認定・確認の一部に漏れがあった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>監査終了後速やかに扶養手当認定簿の認定・確認欄に記入押印を行った。</p> <p>今後は手当認定時及び改定時には、認定欄への記入押印を同時に行うとともに複数人で確認を行い、記載漏れのないよう十分注意するなど、再発防止に努める。</p> <p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①支給終了時に、扶養親族届及び扶養親族簿の認定を行うことを失念していた。</p> <p>②支給終了を確認するための書類は不要であると誤認していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>①監査後速やかに扶養親族届及び扶養親族簿の認定を行った。</p> <p>今後は、支給終了時に認定欄への記名押印を同時に行うとともに複数人で確認し、記載漏れのないよう注意する。</p> <p>②該当の職員から、支給終了を確認できる書類を提出してもらい確認を行った。</p>

監査対象機関	甲府城西高等学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月18日、11月21日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 3件（収入2、契約1）</p> <p>1) 令和6年度の授業料について、令和5年度卒業生1名を授業料の口座振替対象者として処理したため、4月分から10月分までの授業料を誤徴収していた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>当該卒業生を処理用名簿から削除することを怠った上、当該名簿と収入対象者氏名、人数を突合せずに振替処理を行ったことによ</p>

<p>2) 現金の出納をしたときは、財務規則第44条第5項により現金出納簿に現金領収月計表を付して月別に編集しなければならないとされているが、現金領収月計表が作成されていない月があった。</p> <p>3) 産業廃棄物処理委託契約書において、次のとおり不備があった。</p> <p>①契約保証金を免除していたが、契約保証金免除の条項及び契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>②履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>③発注者の支払遅延に伴い発生する遅延利息に関する条項が設けられていなかった。</p>	<p>る。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに、当該卒業生の保護者に対して直接訪問してお詫びするとともに、誤徴収した金額の返還手続を行った。</p> <p>再発防止策として、口座振替処理の際は処理用名簿を複数人で照合し、全員の氏名、人数を確認することとした。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>財務規則の現金出納簿についての規定の認識不足による。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに、作成していなかった分の月計表を作成の上、現金出納簿とともに保存した。</p> <p>今後は、本表作成後に複数人で確認することとした。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>財務規則の契約書条項についての規定の認識不足による。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後、同様の契約を行う際には、必要条項を設定し忘れないよう、財務規則やこれに関するマニュアル等を常に意識・確認し、財務事務を遂行すること、また、出納局作成の契約書標準様式の活用や、複数職員での確認を行うことを徹底する。</p>
--	--

監査対象機関	巨摩高等学校	
監査対象期間	令和5年11月～令和6年10月	
監査実施日	令和7年1月8日	
監査の結果	講じた措置	
<p>(指摘事項) 1件(その他1)</p> <p>1) 収入に関する事務や給与に関する事務等、指導事項に該当する事務処理が多数あった。</p> <p>指導事項 5件(収入2、給与2、財産1)</p> <p>①令和6年度自動販売機設置に係る土地貸付料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が行われていなかった。また、高等学校授業料の未収金について、山梨県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱に定める督促状の発付が行われていなかった。</p>	<p>1)</p> <p>①(発生原因の検証結果)</p> <p>土地貸付料の未収金については、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則への認識が不足しており、督促状の発付を怠った。</p> <p>また高等学校授業料の未収金については、山梨県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱への認識が不足しており、2回目の催促に当たる督促状の送付を怠った。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>監査終了後、土地貸付料については、契約書に基づき延滞金(損害遅延金)について調定を行った。今後は、納入期限後、規則に基づき督促状の発付を行う。</p> <p>また高等学校授業料については、山梨県高</p>	

<p>②歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p style="padding-left: 2em;">授業料 令和6年度分 先数1件 39,600円</p> <p>③夫婦共同扶養に係る扶養親族届において、共同扶養者の連名で提出すべき申出書が、扶養親族届を提出した者のみの名前で提出されていた。</p> <p>④JR使用による県外旅費の支給において、旅費条例第8条では、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとされているが、合理的な理由がないにもかかわらず、特急料金が高い経路で支給されているものがあつた。</p> <p>⑤行政財産の貸付について、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかった。</p>	<p>等学校授業料滞納整理事務取扱要綱に基づき、2回目の催促に当たる督促状を発送している。今後は、同要綱に基づき督促等を実施する。</p> <p>②（今後の対応策等） 当該未収授業料については、監査以前からの引落不能通知や保護者への連絡により、納付が完了している。今後は、山梨県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱に基づき、適切に督促等を実施し、未納が発生しないよう努める。</p> <p>③（発生原因の検証結果） 「夫婦共同扶養の場合の扶養親族の認定について（通知）」（平成11年4月1日付教福第3-77号）中の申出書様式についての認識が不足しており、共同扶養者の連名で提出するよう指導することを怠つた。 （今後の対応策等） 監査終了後、速やかに連名による申出書の再提出を受けた。今後は、通知様式について事務室内で周知する。</p> <p>④（発生原因の検証結果） 到着時間を考慮して経路を選択したが、他により経済的な経路があることに気がつかなかつた。 （今後の対応策等） 過大支給分については、令和7年3月に過年度収入の処理を行った。今後は、検索した経路を全て添付し、複数人で確認することで、再発防止に努める。</p> <p>⑤（発生原因の検証結果） 公有財産事務取扱規則についての認識が不十分だったため、行政財産の貸付に係る移動報告を怠つた。 （今後の対応策等） 監査終了後、移動報告書を提出した。今後は規則に基づく事務手続が適切に行われるよう、事務室内に周知徹底する。</p>
--	---

監査対象機関	身延高等学校
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日
監査の結果	講じた措置
<p>（指導事項） 3件（収入2、契約1）</p> <p>1）歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>①行政財産使用料 令和6年度分 先数1件 61,472円</p>	<p>1）（今後の対応策等）</p> <p>①・②はいずれも食堂業務に関する債権であるが、訪問等を通して納入依頼を行うなど、年度内の回収に努める。</p>

<p>②雑入(その他)</p> <p>令和6年度分 先数 1件 138,025円</p> <p>2) 令和6年度行政財産使用料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかった。</p> <p>3) 産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。</p>	<p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>財務規則等に関する認識不足から、督促状の発付を失念してしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後は、財務規則等の内容を十分理解するとともに、複数名での確認を徹底していく。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>財務規則や委託業務に関する理解不足から、契約書記載内容についての確認が不十分だった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後同様の契約を行う際に必要条項を設定し忘れないよう、財務規則等諸規定を常に意識・確認し、財務事務を遂行すること、また、出納局作成の契約書標準様式の活用や、複数職員での確認などを徹底し、再発防止に努める。</p>
--	--

監査対象機関	日川高等学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月23日、11月28日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件(収入1、給与1)</p> <p>1) 令和6年度行政財産使用料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が行われていなかった。</p> <p>2) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則で定める内容についての認識が不十分だった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>収納管理を徹底し期限内納付を徹底させるとともに、収納状況の確認日を設定し、納付が確認できない場合は、速やかに督促状を発付する。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>転入者の扶養手当認定簿について、確認が不十分だった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>監査終了後、速やかに認定を行った。今後は転出元から引き継いだ書類のチェック項目を見直し、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	塩山高等学校
監査対象期間	令和5年8月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月8日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件(収入1)</p>	

<p>1) 自動販売機設置に伴う電気料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が行われていなかった。また、当該未収金が過年度収入されていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 自動販売機設置に伴う電気料について、毎月の収入状況を確認する必要があったが、それを失念していたため、令和5年度に未収金が発生した。 (今後の対応策等) 自動販売機設置に伴う電気料について、毎月収入状況を確認するとともに、未収金が発生した場合には、規則に則り督促状の発付を行い、迅速な納入を促す。</p>
---	--

監査対象機関	都留高等学校	
監査対象期間	令和5年11月～令和6年9月	
監査実施日	令和6年12月10日	
	監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 3件(収入1、契約1、重点事項1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 会計年度任用職員報酬に係る返納金 過年度分 先数 1件 8,912円</p> <p>2) 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書において、次のとおり不備があった。 ①契約保証金を徴収していなかったが、契約保証金免除の条項及び契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。 ②履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。 ③発注者の支払遅延に伴い発生する遅延利息に関する条項が設けられていなかった。</p> <p>3) 特別管理産業廃棄物の保管状況について、区分して保管されていたが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の13第1項第1号ロに定める掲示板を設置していなかった。</p>		<p>1) (今後の対応策等) 債務者本人から分納の要望があったため、「債務承認及び分割納付誓約書」を徴収した。誓約に沿った分納がなされており、完納予定の令和7年3月まで滞りなく納付するよう促していく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 前年度の契約書を修正せずに使用していたこと、加えて契約書の内容の確認不足のため発生した。 (今後の対応策等) 令和6年度については契約書の記載を是正した。 今後は、適切な事務処理が行われるよう、担当者への周知や決裁者による確認を徹底し、再発防止に努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 産業廃棄物関係法令に対する理解が不十分であった。 (今後の対応策等) 直ちに法令で定められた掲示板を作成した。今後は職員に産業廃棄物関係法令に関する理解を深めるよう指導する。</p>

監査対象機関	吉田高等学校	
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月	
監査実施日	令和6年12月10日	
	監査の結果	講じた措置
<p>(指摘事項) 1件(その他1)</p>		

<p>1) 収入に関する事務や契約に関する事務等、指導事項に該当する事務処理が多数あった。</p> <p>指導事項 5件（収入1、財産1、契約2、重点事項1）</p> <p>①学校施設開放に伴う電気料の収入未済について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかった。</p> <p>②行政財産の貸付について、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかった。</p> <p>③一般廃棄物の収集運搬及び処分業務委託契約書に添付されている一般廃棄物収集運搬業に係る許可証の許可の期間が契約期間の中途となっており、以降の期間について、更新後の許可証の提出を受けていなかった。</p> <p>④産業廃棄物の収集運搬及び処分委託に係る契約書において、財務規則第120条第2項に定める契約解除に関する違約金条項が設けられていないものがあった。</p> <p>⑤産業廃棄物収集・運搬業務委託契約書及び処分委託契約書において、排出事業者は産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を契約の相手方あらかじめ書面により提供しなければならないと定められているが、履行されていないものがあった。</p>	<p>1)</p> <p>①（発生原因の検証結果） 収入執行状況の確認不足から、督促状の発付を怠った。 （今後の対応策等） 調定伺いが決裁された際には納期限を確認し、その日まで随時、収入状況を確認するとともに、納期限までの収入が確認できなかった場合は速やかに督促状を発付する。</p> <p>②（発生原因の検証結果） 令和6年度内に移動報告を行えば問題ないと誤認していた。 （今後の対応策等） 直ちに移動報告書を提出した。 今後は、規則等を十分確認し、変更等があったときは速やかに移動報告書を提出するよう徹底する。</p> <p>③（発生原因の検証結果） 許可証の許可期間の確認を怠った。 （今後の対応策等） 直ちに更新後の許可証を受領した。 今後は、契約時に不明点がある場合は速やかに契約業者と確認し合い、必要書類があれば遅滞なく提出するよう指導する。</p> <p>④⑤（発生原因の検証結果） 契約書を過去例どおりに作成し、現行の規則等との照合・確認を怠っていた。 （今後の対応策等） 今後は、関係法令等を十分確認した上で適切な事務処理を遂行するよう、事務室内で周知を図るとともに、複数人での確認を徹底し、再発防止に努める。</p>
--	--

監査対象機関	富士北陵高等学校	
監査対象期間	令和5年11月～令和6年10月	
監査実施日	令和7年1月8日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>（指導事項） 1件（財産1）</p> <p>1) 行政財産の貸付について、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかった。</p>	<p>1)（発生原因の検証結果） 公有財産事務取扱規則等に関する認識不足のため、行政財産の貸付（自動販売機の更新）に係る移動報告を怠った。 （今後の対応策等） 直ちに当該行政財産の貸付について、公共</p>

	<p>施設マネジメントシステムへ登録し、移動報告を行った。</p> <p>今後は、公有財産事務取扱規則に基づく事務手続が適切に行われるよう、校内管理用の公有財産の貸付一覧表に「移動報告実施」欄を追加して管理するとともに、内部マニュアルに契約手続と併せて移動報告の実施を記載して再発防止に努める。</p>
--	---

監査対象機関	富士河口湖高等学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月10日、11月19日
監査の結果	講じた措置
<p>(指摘事項) 1件（重点事項1）</p> <p>1) 産業廃棄物収集・運搬及び処分等の委託契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号により、金額等にかかわらず書面により行うこととされているが、行われていないものがあつた。</p> <p>(指導事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 扶養手当について、扶養親族届の提出を受けずに認定されているものがあつた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>廃棄物関連法令に関する認識不足のため、契約書の作成を怠つた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>廃棄物関係法令を再度確認するとともに、当該業務を執行する際には、必ず契約書を作成するよう改めて周知徹底した。</p> <p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>22歳年度終了後も扶養手当の支給対象となる者であつたため、扶養親族届は不要であると誤認していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>監査終了後、直ちに扶養親族届を徴するとともに、認定の事由に変更が生じた場合には必ず確認を行うよう周知徹底した。</p>

監査対象機関	中央高等学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月25日、11月28日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 4件（支出1、給与1、物品1、契約1）</p> <p>1) 令和6年度給食業務委託に係る支出負担行為伺いにおいて、限度額を契約準備行為における積算額とすべきところ、落札額を限度額としていた。</p> <p>2) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に4時間の勤務時間の割振り変更ができない場合、1週間の勤務時間が</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>前年度中に契約準備行為をした業務委託について、支出負担行為伺いにおける限度額の認識不足があつた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>来年度の契約準備行為からは、通知内容を再確認して、支出負担行為伺いの限度額は契約準備行為の積算額とするよう徹底する。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>週休日に勤務し、同一週内に振替できなかった際に、一週間の勤務時間が38時間45</p>

<p>38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p> <p>3) 前金払をしている新聞購読料について、財務規則第122条に定める検収調書が作成されていなかった。</p> <p>4) 産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。</p>	<p>分を超えた部分について、振替制度に対する認識不足のため時間外勤務手当を支給しなかった。また、4時間の勤務時間の割振り変更2回分(8時間)を同一日に振替可能と誤認して処理してしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>未支給分の時間外勤務手当については、直ちに支給した。</p> <p>今後は、週休日に勤務する際は可能な限り同一週内への振替を行うよう促すとともに、それが不可能な場合は、時間外勤務手当が適正に支給されるよう、複数人による確認を行い、再発防止に努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>財務規則に関する認識不足のため、完納されていたことは確認したが、検収調書の作成を怠った。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに検収調書の作成を行った。</p> <p>今後は、前金払で処理を行っている定期刊行新聞購読料について、完納になった時点でチェックして検収調書を作成し、取扱いに遺漏のないよう徹底する。</p> <p>4) (発生原因の検証結果)</p> <p>財務規則等に関する認識不足のため、必要条項の欠落に気がつかなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後は、財務規則やこれに関するマニュアル等を常に意識・確認し、財務事務を遂行すること、また、出納局作成の契約書標準様式の活用や、複数職員でのチェックを徹底するなど、再発防止に努める。</p>
---	---

監査対象機関	ろう学校	
監査対象期間	令和5年8月～令和6年10月	
監査実施日	令和7年1月15日	
監査の結果	講じた措置	
<p>(指導事項) 1件(給与1)</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>振替制度に対する認識不足のため、当該事例について、時間外勤務手当の支給対象とすることを怠った。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>監査終了後、速やかに未支給分の時間外勤務手当の支給を行った。</p> <p>今後は、時間外勤務手当の支給事務が適切に遂行されるよう関係法令、通知等を確認して事務室全体で情報共有するとともに、勤務</p>	

	状況システムへの入力については複数人での確認を徹底するなど、再発防止に努める。
--	---

監査対象機関	甲府支援学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月29日、12月20日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件（重点事項1）</p> <p>1) 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書において、排出事業者は産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を契約の相手方にあらかじめ書面により提供しなければならないと定められているが、履行されていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>廃棄物関連法令等に関する認識不足のため、当該情報を契約の相手方に対して口頭で伝えるのみで、書面の作成及び提供を行わなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後は、産業廃棄物の適正な処理が確実に履行されるよう、チェックリストを作成し、委託先にあらかじめ書面による情報提供を行うことを徹底する。</p>

監査対象機関	あけぼの支援学校
監査対象期間	令和5年8月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月15日
監査の結果	講じた措置
<p>(指摘事項) 1件（重点事項1）</p> <p>1) 産業廃棄物の処分等の委託契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3により、処分等が終了したことについて、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しにより確認し、保存しなければならないが、行われていなかった。また、委託契約は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号に基づき書面により行うこととされているが、行われていなかった。</p> <p>(指導事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 時間外勤務等命令簿への記載誤りにより、時間外勤務手当が過少に支給されているものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>年度末に粗大ゴミとして委託業者に処分を依頼していたが、事業系のプラスチックと金属が産業廃棄物に当たるという認識がなかったためマニフェストを受け取っていなかった。また、業者もプラスチックと金属を分別して資源ゴミとして処理していたため、マニフェスト自体発行していなかった。そのため、書面による契約も行われていなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>当該業務を委託する業者とは書面で産業廃棄物の処分契約を結び、業務完了後にはマニフェストを受領し保管する。</p> <p>今後は、適切な事務処理が行われるよう、所属内への周知や複数人での確認を徹底し、再発防止に努める。</p> <p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>時間外勤務時間数の数え間違いにより、誤りが生じてしまった。また、決裁過程においてダブルチェックが機能していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>時間外勤務時間数について、エクセル数式機能を用いて月毎に正確に算出・確認する。</p>

	また、ダブルチェック担当者を指定し、チェックが確実に実施される体制を確保する。
--	---

監査対象機関	ふじざくら支援学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月15日
監査の結果	
講じた措置	
(指導事項) 1件(給与1) 1) 厚生年金保険料の控除額に誤りがあり、雑部金残高が過大となっていた。	1) (発生原因の検証結果) 令和6年4月分厚生年金保険料について、職員1名分の保険料を誤った金額で控除し過徴収となった。また雑部金から支出する本人負担分の保険料を、誤った金額で支出したため、雑部金の残高が過大となった。 (今後の対応策等) 直ちに該当職員への過徴収分金額の還付と科目更正により保険料納付額を正しい金額に修正し、過大となっていた雑部金の残高を是正した。 今後は、適切な事務処理が行われるよう、所属内への周知や複数人での確認を徹底し、再発防止に努める。

監査対象機関	特別支援学校うぐいすの杜学園
監査対象期間	令和5年9月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月15日
監査の結果	
講じた措置	
(指導事項) 1件(支出1) 1) 中学部修学旅行に係る経費について、資金前渡の事務手続を行っていたが、資金前渡日の前日に経費の一部を私費で支払っていた。その後、経費については資金前渡日に口座に振り込まれ、そのまま精算されていた。	1) (発生原因の検証結果) 資金前渡による経費の支払日を誤認したことが原因である。 (今後の対応策等) 資金前渡事務を行うときには、支払日を誤認しないよう、会計書類回議の際に事務室内で情報共有を図り、複数人でチェックするなど一層注意して事務手続を行う。

監査対象機関	甲府警察署
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月10日
監査の結果	
講じた措置	
(指導事項) 1件(重点事項1) 1) 産業廃棄物処理委託契約書において、委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する条項が設けられていないものがあった。	1) (発生原因の検証結果) 当該契約書を作成するに当たって、委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する条項の記載の有無を確認することなく、前年度に作成した契約書をその

	<p>まま使用してしまった。 (今後の対応策) 今後、契約書作成時には標準書式を確認し、 複眼的な点検を確実にを行う。</p>
--	--

監査対象機関	北杜警察署	
監査対象期間	令和5年9月～令和6年10月	
監査実施日	令和7年1月8日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 1件(契約1)</p> <p>1) 産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処理・処分委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>当該契約書を作成するに当たって、延滞違約金条項の記載の有無を確認することなく、前年度に作成した契約書をそのまま使用してしまった。</p> <p>(今後の対応策)</p> <p>今後、契約書作成時には標準書式を確認し、複眼的な点検を確実にを行う。</p>

監査対象機関	笛吹警察署	
監査対象期間	令和5年10月～令和6年8月	
監査実施日	令和6年11月12日、12月23日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 1件(支出1)</p> <p>1) 令和5年度3月分の廃棄物収集運搬処分業務委託料について、請求金額より過少に支出されていたため、当該不足分が過年度支出されていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>令和5年度3月分の支払について、請求金額の確認不足により、消費税を含まない金額で支出したため、消費税分については、令和6年度に過年度支出にて是正を行った。</p> <p>(今後の対応策)</p> <p>受領した請求書の請求金額の確認を複数人で行うよう徹底する。</p>